名古屋港管理組合公報

平成23年4月1日

(金曜日)

第 474 号

次 目 規 ○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則 ………………………………………………………………… 2 ○指定管理者の指定 …… ○名古屋港管理組合監察規程の一部改正 ・・・・・・・・・・・13 規 則

平成二十三年四月一日名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

第九条第八号中「○A化」を「情報化」に改める。名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

「(海務課の主管に属することを除く。)」を加える。第十四条第十二号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「総合調整」を「調整」に改め、「関すること」の下に

第十七条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三前号の業務に係る外郭団体の運営及び活動に係る調整に関すること。

当 说

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第四条の三第一項に次の一号を加える。勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

四 国、地方公共団体その他任命権者が定める団体が行う事業に係る活動で任命権者が定めるもの

加える。要とする一の継続する状態(以下「要介護状態」という。)ごとに」を、「の間は、」の下に「同一の要介護状態に係る」を第六条第一項第四号中「同居の」を削り、同条第三項中「期間は」の下に「、同条第一項に規定する者の各々が介護を必

第八条第二項中「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改める。

別記様式第七中「(4日)」を割る。

「8時間(付与日: 年 月 日)8時間(付与

8時間(付与日: 年 月 日)

日: 年 月 日)

日: 年 月 日) ご収める。

温 强

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

間」に改める。「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時間」に改め、同項第五号中「四日」を「一日」に、「三十一時間」を「八時第二条第一項第四号中「小学校就学の始期に達するまで」を「満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」に、第一条第七号中「小学校就学の始期に達するまで」を「満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで」に改める。職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

密 副

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則(昭和三十四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

和四十二年自治省令第二十七号)別表第三」に改める。第八条の二中「地方公務員災害補償法施行規則(昭第八条の二中「地方公務員災害補償法施行規則(昭

会 記

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

第二号」に、「または」を「又は」に改める。第三十三条第二項中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「第百五十六条第一項第三十三条第二項中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「第百五十六条第一項第三十二条第一項第二項中「および」を「改び」に改め、同条第三項中「第百五十六条第一項第二十二条第二項第三章」の一部を次のように改正する。

第七十六条を次のように改める。

(会計管理者の振替事務)

認の上、指定金融機関に振替の手続をさせなければならない。第七十六条(会計管理者は、口座振替の依頼があつたときは、申請書、申込書又は依頼書と請求書等の記載事項を照合し確

者」に改める。第百七十六条第二項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第五項中「請負者」を「契約

様式第四十九号から様式第五十一号までを次のように改める。

様式第49号から様式第51号まで 削除

森式発式十国中「斗草は、を引きる。

图 强

(搖行財日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過指層)

わらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかから この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第九十四号

告示

名古屋港管理組合告示第6号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成21年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成21年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

十成四十及七	10年76日年14日	双云叶脉八脉四次并
次 1 払 ハセヘコッドをセ ヘ	歳	入 0.704.770.750円
第1款 分担金及び負担金	Ž	9,704,778,752円
第1項 負担金		9,704,778,752円
第2款 使用料及び手数料	+	5,996,995,607円
第1項 使用料		5,996,970,707円
第2項 手数料		24,900円
第3款 国庫支出金		1,058,161,100円
第1項 国庫負担金		1,058,161,100円
第4款 財産収入		5,197,069,171円
第1項 財産運用収入		5,163,385,853円
第2項 財産売払収入		33,683,318円
第5款 寄附金		2,280,000円
第1項 寄附金		2,280,000円
第6款 繰入金		158,330,504円
第1項 他会計繰入金		158,330,504円
第7款 繰越金		841,968,387円
第1項 繰越金		841,968,387円
第8款 諸収入		2,573,462,444円
第1項 延滞金、加算金	を及び過料	668,991円
第2項 預金利子		6,347,943円
第3項 受託事業収入		540,726,350円
第4項 貸付金元利収入		1,369,713,369円
第5項 特定施設整備収	ス入	0円
第6項 雑入		656,005,791円
第9款 組合債		6,595,000,000円
第1項 組合債		6,595,000,000円
歳 入 台	計	32,128,045,965円
	歳	出
第1款 議会費	7474	145,732,363円
第1項 議会費		145,732,363円
第2款 総務費		2,228,838,307円
第1項 総務管理費		2,163,233,872円
		65,604,435円
第3款 企画調整費	-	1,010,199,100円
第1項 企画調整管理費	Ţ	900,656,918円
第2項 調査費		109,542,182円
第4款 港営費		3,491,411,677円
第1項 港営管理費		1,267,429,357円
第2項 運営費		2,223,982,320円
第5款 建設費		11,039,428,233円
第1項 建設管理費		1,396,983,079円
第2項 整備費		9,642,445,154円
第6款 公債費		12,845,850,845円
第1項 公債費		12,845,850,845円
第7款 予備費		0円
第1項 予備費		0円
歳 出 台	計	30,761,460,525円
/// [4]	н н	00,.01,100,020[]

名古屋港管理組合告示第7号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳	入
第1款 水族館振興基金収入	552,954,186円
第1項 財産収入	4,989,138円
第2項 寄附金	1,500,000円
第3項 繰越金	5,250,000円
第4項 積戻金	157,728,857円
第5項 繰入金	383,486,191円
第2款 海事文化振興基金収入	31,569,452円
第1項 財産収入	276,304円
第2項 寄附金	0円
第3項 繰越金	0円
第4項 積戻金	601,647円
第5項 繰入金	30,691,501円
第3款 環境振興基金収入	52,578,511円
第1項 財産収入	1,472,484円
第2項 寄附金	70,000円
第3項 繰越金	5,000円
第4項 繰入金	51,031,027円
歳 入 合 記	637,102,149円
歳	出
第1款 水族館振興基金	552,954,186円
第1項 積立金	395,225,329円
第2項 繰出金	157,728,857円
第2款 海事文化振興基金	31,569,452円
第1項 積立金	30,967,805円
第2項 繰出金	601,647円
第3款 環境振興基金	52,578,511円
第1項 積立金	52,578,511円
歳 出 合 記	637,102,149円

名古屋港管理組合告示第8号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成23年度名古屋港管理組合暫定予算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成23年度名古屋港管理組合一般会計暫定予算

平成23年度名古屋港管理組合一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,020,000千円と定める。
- 2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び 償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款	項	金額
1 分担金及び負担金		^{千円} 864,172
	1 負 担 金	864,172
2 使用料及び手数料		1,556,006
	1 使 用 料	1,555,996
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		369,700
	1 国 庫 負 担 金	369,700
4 財 産 収 入		937,699
	1 財産運用収入	937,679
	2 財産売払収入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		2,667
	1 他 会 計 繰 入 金	2,667
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		440,746
	1 延滞金、加算金及び過料	110
	2 預 金 利 子	936
	3 受 託 事 業 収 入	372,000
	4 貸付金元利収入	10
	5 特定施設整備収入	4,437
	6 雑 入	63,253
9 組 合 債		449,000
	1 組 合 債	449,000
歳	合 計	5,020,000

	歳	出									
		款					項			金	額
1	議	会	費								51,912
				1	議		숲		費		51,912
2	総	務	費								835,916
				1	総	務	管	理	費		810,722
				2	監	査	委	員	費		25,194
3	企	画 調	整費								339,281
				1	企	画 調	整	管 理	費		316,200
				2	調		査		費		23,081
4	港	営	費								1,657,161
				1	港	営	管	理	費		613,043
				2	運		営		費		1,044,118
5	建	設	費								1,925,730
				1	建	設	管	理	費		533,450
				2	整		備		費		1,392,280
6	公	債	費								10,000
				1	公		債		費		10,000
7	予	備	費								200,000
				1	予		備		費		200,000
		歳	出		合		計				5,020,000

第2表 債務負担行為

事	項	期		間		限	度	額
基本計画	i 調 査 費	平月	成 23	年	度			27,000
稲永ふ頭廃棄	物埋立整備費	平月	成 23	年	度			56,000
弥富ふ頭廃棄	物埋立整備費	平月	成 23	年	度			390,000
弥富ふ頭道	路整備費	平月	成 23	年	度			390,000
外 郭 施 設	補 修 費	平月	成 23	年	度			34,000
その他港湾施	i 設 等 補 修 費	平月	成 23	年	度			6,000
富 浜 緑 地	整 備 費	平成23	3年度~平	成24年	度			377,600
中川口ポン	プ 所 整 備 費	平成23	3年度~平	成24年	度			125,400

第3表 組 合 債

起	債	の	目	的	限	度	額	起	債の	の方	法	利			率		償	還	の	方	法	
公	共	-	事	業		449	1 н	普又債	通券	貸発	借は行	8.5	%	以	内	そ含等若に財期間のは、金ののののでは、金のののでは、金のでは、金	也の場で で30年 でくはを では を の 縮	合度 に間 定金にし都 にして を にして で の に の に の に の の に の の に の の に の に の の に り に り	起人均け償にしての償すりは	度元方還る据繰かりは、たりで、た期間で、た期價	よ据等毎又だ間還 の関で、年はしない。 のではしない。 は、だいでは、だいでは、からない。 は、だいでは、からない。 は、だいでは、からない。 は、だいでは、からない。 は、だいでは、からない。 は、これでは、からない。 は、これでは、からない。 は、これでは、からない。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	間金1期租賞を均期日合還
		計				449	9,000															

平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計暫定予算

平成23年度名古屋港管理組合基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,200千円と定める。
- 2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

// / / /					
款		項		金	額
1 水族館振興基金収入					5,000
	1 財	産収	入		2,313
	2 寄	附	金		10
	3 繰	越	金		10
	4 積	戻	金		2,667
2 海事文化振興基金収入					200
	1 財	産収	入		180
	2 寄	附	金		10
	3 繰	越	金		10
3 環境振興基金収入					1,000
	1 財	産収	入		960
	2 寄	附	金		20
	3 繰	越	金		20
歳 入	合	計			6,200

歳出					
款		項		金	額
1 水族館振興基金					5,000
	1 積	並	金		2,333
	2 繰	出	金		2,667
2 海事文化振興基金					200
	1 積	<u> </u>	金		200
3 環 境 振 興 基 金					1,000
	1 積	<u> </u>	金		1,000
歳 出	合	計			6,200

平成23年度名古屋港管理組合施設運営事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成23年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

717 - 714	>10:17) · > 1 /C	至150 500	C 43 / C / 0°	T.			
区		分	施	設	事	項	備	考
事	業	量		= 41 kt	一般使用許可面積	平方メートル 91,093		
				圣 41棟	専用使用許可面積	平方メートル 39,186		
			貯 木 寸	場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 503,450		
			貯 木 寸	<u> </u>	専用使用許可面積	_{ҰБХ-ГЛ} 995,430		
			荷役機材	诫 10基	使 用 時 間	_{時間} 3,366		
				持補修及び 浦・改良工事	施設維持補修工事及び 荷 役 機 械 整 備 工 事	450,300		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 第1款 施設運営事業収益 575,000千円 第1項 営 業収 574,616千円 第2項 営 業外 収 益 364千円 第3項 特 別 利 20千円 支 出 第1款 施設運営事業費用 575,000千円 第1項 営 業 費 用 562,950千円 第2項 営 業外 費 用 2,030千円 第3項 特 失 別 損 20千円 費 第4項 予 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,970千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

			収			入	
第1款	資	本	的	収	入		30千円
第1項	古	定資	産 売	却 代	金		10千円
第2項	寄		附		金		10千円

 第3項 その他資本的収入
 10千円

 支
 出

 第1款 資本的支出
 360,000千円

 第1項建設改良費
 360,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

156,502千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成23年度名古屋港管理組合埋立事業会計暫定予算

(公) 目目

第1条 平成23年度名古屋港管理組合埋立事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備

給水管85メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収		入	
第1款	埋	立 事 業	収 益		81,000千円
第1項	営	業 外	収 益		80,970千円
第2項	特	別 利	益		30千円
		支		出	
第1款	埋	立 事 業	費用		88,000千円
第1項	営	業費	用		59,345千円
第2項	営	業外	費用		18,625千円
第3項	特	別 損	失		30千円
第4項	予	備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款	資	本	的	収	入		188,000千円
第1項	雑		収		入		188,000千円
			支			出	
第1款	資	本	的	支	出		143,000千円
第1項	南部	地 区	埋 立	事	業 費		7,400千円
第2項	西部	地 区	埋 立	事	業 費		31,600千円
第3項	南 5	区 塩	里立:	事業	善 費		13,100千円
第4項	総		係		費		63,890千円
第5項	雑		支		出		27,010千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

120.176千円

名古屋港管理組合告示第9号

平成23年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成22年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成22年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成22年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,726,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,015,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費 は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳	入

		款				項		補正前の額	補 正 額	計
9 着	組	合	債					7,074,000	△ 1,726,000	5,348,000
				1	組	合	債	7,074,000	△ 1,726,000	5,348,000
	歳		入		合	言	t	36,741,000	△ 1,726,000	35,015,000

歳 出

	款項				補正前の額	補 正	額	計							
3	企	画	調	整	費							1,088,573	Δ 10	1,000	^{手用} 987,573
						2	調		查		費	161,612	Δ 10	1,000	60,612
5	建		設		費							12,405,918	△ 1,62	5,000	10,780,918
						1	建	設	管	理	費	1,520,606		0	1,520,606
						2	整		備		費	10,885,312	△ 1,62	5,000	9,260,312
	歳			出			合			計		36,741,000	△ 1,72	6,000	35,015,000

第2表 繰越明許費補正

	赤	次				項			事			業			名		金	額
5 萸	建	設	費	2	整	備	費	鍋	田	ふ	頭	用	地	造	成	費		^{千円} 500,000

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限	度	額	起債の方法	利率	償	還	の	方	法
起 慎 V 日 III	補正前の額 補 正 額 計		に頂り力仏	个I 平	I具	拯	V)	/3	14	
港湾整備事業	3,098,000	^{千円} △ 1,726,000	1,372,000	普通貸借 又 は 債券発行	8.5%以内	置ります。 世界 は は は ま は ま は で で で で で で で で で で で で で	他含均度又。 りし場で等1はた据く	合30年期満だ置はは年くし日、間上	起間元はこれの償年以金2金財償し	は は は は は は に り に り に り に り に り に り に り
計	7,074,000	△ 1,726,000	5,348,000							

名古屋港管理組合告示第10号

名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和58年名古屋港管理組合条例第2号)第7条の2第2項の規定に基づき、平成23年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した

なお、名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額の承認(平成22年4月30日告示第19号)は、 平成23年3月31日限り廃止した。

平成23年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単	位	利用料金	備考		
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につ き18ホールま	一般	6,720円	基本料金		
			で		2,100円	上記利用に対する追加 9 ホール		
					3,360円	9ホール利用(財団) 人名古屋港緑地保全 会理事長(以下「理 長」という。)が特り 認める場合に限る。)		
				ジュニア(18 歳未満をい う。)	4,860円	18ホール利用 (理: 長が指定する日時に る。) 利用の有無にかかわ ず、カート料金を含む		
					2,430円	9ホール利用 (理事 が指定する日時に る。) 利用の有無にかかわ ず、カート料金を含む		
					3,360円	児童又は生徒の課外 動等(学校長が認め。) 18ホール利用 利用日時はみのする。) 大田・本のでは、 大田・本のでは、 大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		
					1,680円	児童又は生徒の課外 動等(学校長が認め りホール利用 利用日時はみの平日時 (大み、春休みの平する時 (土曜日、象外は日本とは対の利用は対の利用はする。 カートの利用はでする。 カートの利用はでする。 カートの利用はでする。 カートの利用はでする。 カートの利用はアレートのでする。 リングを対している。 リングをはいる。 リンでも、 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リングをはいる。 リンでも、 リングをはいる。 リンでも、 リングをはいる。 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも。 リンでも、 リンでも、 リンでも、 リンでも、 りたる。 りたる りたる りたる りたる りたる りたる りたる りたる りたる りたる		

土曜日、日曜日及び休日 (4月1日から6月 30日まで及び10月 1日から11月30日まで) 1人1回につき18ホールまで 一般 11.720円 基本料金 ジュニア(18歳未満をいう。) 5.860円 りホール利用(理事長が特に認める場合に限る。) ジュニア(18歳未満をいう。) 6.860円 長が特に認める場合に限る。) 土曜日、日曜日及び休日 (7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで) 1人1回につき18ホールまで 土曜日、日曜日及び休日 (7月1日から翌年3月31日まで) 1人1回につき18ホールまで 1人1回につき18ホールまである。 1人1回につき18ホールまでの休日 1人1回につき18ホールまでの休日 3.430円 タホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 3.350円 基本料金 3.350円 タホール利用(対する追加の計画を2000年) 3.350円 りホール 5.360円 タホール利用(理事長が特に認める場合に限る。)						
主曜日、日曜日及び休日 (4月1日から6月 1日から11月30日まで2010月1日から11月30日まで)						する(ただし、学校長
び休日 (4月1日から6月 30日まで及び10月 1日から11月30日まで)			1	歳以上をい	5,720円	
(4月1日から6月 30日まで及び10月 1日から6月 1日から11月30日まで) で			1	一般	11.720円	基本料金
まで)		(4月1日から6月 で 30日まで及び10月			3,350円	
機未満をいう。)					5,860円	9ホール利用(理事長が特に認める場合に限 る。)
大理日、日曜日及 で休日 (7月1日から9月 30日まで及び12月 1日から翌年3月 31日まで) 1人1回につき18ホールまで 10,720円 基本料金 3,350円 10,720円 基本料金 3,350円 10,720円 基本料金 3,350円 10,720円 基本料金 10,720円 基本料金 3,350円 10,720円 基本料金 10,720円 基本料金 10,720円 基本料金 10,720円 基本料金 10,720円 基本料金 1,360円 10,720円 基本料金 1,360円 10,720円 基本料金 1,360円 12,720円 2,720円				歳未満をい	6,860円	る。) 利用の有無にかかわら
び休日 (7月1日から9月 30日まで及び12月 1日から翌年3月 31日まで) き18ホールま で 3.350円 5.360円 歳未満をい う。) 上記利用に対する追加 9ホール利用(理事長が特に認める場合に限 る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。 カート (乗用式) 1人1台につき18ホールま で 1,500円 18ホール利用 1,500円 1まホール利用 1,500円 18ホール利用 上記利用に対する追加 9ホール 1人1台につき18ホールま で 1,500円 9ホール					3,430円	が指定する日時に限 る。) 利用の有無にかかわら
(7月1日から9月 30日まで及び12月 1日から翌年3月 31日まで)で3,350円 5,360円 5,360円 ジュニア (18 歳未満をいう。)りホール利用 (理事長が特に認める場合に限る。) 18ホール利用 (理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。カート (乗用式)1人1台につき18ホールまで1,500円 250円18ホール利用 1,500円 250円				一般	10,720円	基本料金
31日まで) 3.000円 が特に認める場合に限る。) ジュニア (18 歳未満をいう。) 3.430円 9ホール利用 (理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。 3.430円 9ホール利用 (理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。 1.500円 1.500円 1.500円 1.500円 上記利用に対する追加 9ホール		(7月1日から9月 30日まで及び12月			3,350円	
歳未満をいう。)長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。3,430円9ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。カート (乗用式)1人1台につき18ホールまでで1,500円 250円 9ホール					5,360円	
カート (乗用式) 1人1台につき1,500円 18ホール利用 1人1台につき18ホールまで 750円 上記利用に対する追加9ホール				歳未満をい	6,860円	る。) 利用の有無にかかわら
(乗用式) き18ホールまで 750円 上記利用に対する追加 9ホール					3,430円	が指定する日時に限 る。) 利用の有無にかかわら
で 750円 上記利用に対する追加 9 ホール					1,500円	18ホール利用
750円 9ホール利用	(米川八/				750円	
					750円	9ホール利用

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

名古屋港管理組合告示11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。 平成23年 3 月31日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
新舞子ボートパーク	愛知県名古屋市熱田区神戸町1001 新舞子ボートパーク運営共同企業体 代表者 服部 正樹

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

訓

令

組合内一般

課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

「情報セキュリティ」に改める。第二条第二項第三号中「OA化」を「情報化」に改め、同項第五号中「電子計算機処理に係るデータの保護及び管理」を

を加える。第六条第一号力中「総合調整」を「調整」に改め、「関すること」の下に「(海務課海務係の主管に属することを除く。)」

加える。第九条第一項第二号二中「及び当該業務に係る関係団体との連絡調整」を削り、同号中ホをへとし、二の次に次のように

ホ

二の業務に係る外郭団体の運営及び活動に係る調整に関すること。

当 法

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

加え、同号中ホを削り、へをホとし、トをへとする。第一条第一号ホ中「港営課」を「港営部港営課」に改め、同条第三号ロ中「以下」の下に「この条及び次条において」を

第三条第一項第三号」を削る。

治 三

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

ഈ令 策 五 마

組合内一般

名古屋港管理組合監察規程(昭和四十年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三条中「、総務部行政管理課担当係長(外郭団体改革推進担当)」を削る。

运动

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

豐化無代

組合内一般

被服貸与規程(昭和四十六年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

「防寒上衣は」や「防寒上衣及び安全靴(一般)は」と名名や。

图 图

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

ただし、当該健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を受

組合内一般

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合管理者

(指導区分)	(
表 (第十二条関係)別表を別のように改める。第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。第十六条第一項中「健康診断」の下に「(他の医師によるものを合む。)」を加える。職員は、前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めなければならない。師による保健指導を行うように努めなければならない。統轄衛生管理者は、一般定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師又は保健第十四条中「別表上欄に掲げる」を削り、「それぞれ同表下欄に掲げる」を「当該指導区分に応じた別表に定める「に改法に定める指導区分(以下「指導区分」という。)の決定を行う。まえたのは、管理医の意見に基づき、別表に定める病勢に応じて同本のと認めた職員又は健康に注意を要すると認めた職員について、管理医の意見に基づき、別表に定める病勢に応じて同下「他の医師」という。)の法定を行う。								
振 敷	指導区分		押 圕 承 巻					
るもの 勤務をさせない必要があ 診療を必要とし、かつ、	敗休業	А	より休養又は療養をさせる。 二百六十一号)第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職の方法に職務に専念する義務の免除又は地方公務員法(昭和二十五年法律第					
限を必要とするもの時間の軽減を含む勤務制時間の軽減を含む勤務制とし、かつ、正規の勤務とは経過観察を必要		B 1	は、良好な環境において勤務ができるように努める。 六 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつて五 原則として、旅行命令を発しない。四 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。 誤繰上げ、正規の勤務時間との時間差については、職務に専念する。三 必要により登庁又は退庁を一日を通じて一時間以内で繰下げ、又として命じない。 一 夜間勤務、超過勤務、宿日直勤務その他過労を伴う勤務は、原則講するとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 一 機労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務の一部休止に係					
必要とするものとし、かつ、勤務制限を診療又は経過観察を必要		3 2	として命じない。 こ 夜間勤務、超過勤務、宿日直勤務その他過労を伴う勤務は、原則置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。 一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務量の軽減等の措					

日 二二 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。

は、良好な環境において勤務ができるように努める。

五 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつて

四 五日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。

B \circ

洒

(1) m / m / 1 / 1 / 1 / 1

第十二条を次のように改める。

平成二十三年四月一日

第十条の二 採用時健康診断は、新たに職員に採用しようとする者に対し、実施する。

第七条中「及び個別健康診断」を「、個別健康診断及び採用時健康診断」に改める。 第八条第三項中「第八号」を「第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

名古屋港管理組合職員衛生管理規程(昭和五十年訓令第八号)の一部を次のように改正する。

要軽業

け、その診断書を統轄衛生管理者に提出したときは、この限りでない。

2 採用時健康診断の検査項目は、統轄衛生管理者が定める。

第十条の次に次の一条を加える。 (採用時健康診断)

第六条第二項に次のただし書を加える。

制限を必要とするものとし、かつ、軽度の勤務診療又は経過観察を必要		B 3	は、良好な環境において勤務ができるように努める。 五 病勢が悪化するおそれがある環境において勤務をする者にあつて四 十日以上の期間にわたる旅行命令を発しない。三 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。間について六時間を超えて発しない。二 超過勤務命令については、原則として、一日につき二時間、一週間を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。
常に行つてもよいものとするが、勤務はほぼ平診療又は経過観察を必要	要注意	С	1 医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。置を講ずるとともに、必要に応じ職務内容の変更等を行う。一 疲労度の高い業務に勤務する者にあつては、業務量の軽減等の措
意を要するものよいが、自己の健康に留勤務は全く平常に行つて	健康留意	D	医師の指示する医療を受けることができるよう配慮する。

图 图

(梶行財口)

ここの訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(凝過描層)

2 この訓令施行の際この訓令による改正前の名古屋港管理組合職員衛生管理規程の規定により指導区分の決定を受けてい る職員については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員衛生管理規程の規定による当談指導区分に相当する指

導区分の決定を受けたものとみなす。

訓令第八号

組合内一般

指名業者審査委員会規程(昭和五十一年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四条第三項中「建設部管理課長」を「建設部次長」に改める。

別表第一号中 総務部長 総務部長

ただし、名古屋港 管理組合事務決裁規 程 (昭和 四十年 訓令 第七号)の規定によ り総務部次長及び総 務部会計課長の専決 事頃とされる指名選 定にあっては総務部 次長

に攻め、同表第二号中「建設部管理課長」

を「建設部次長、建設部管理課長」に、「並びに企画調整室担当課長(調整担当)、」を「及び」に、「及び企画調整室担当課 長(計画担当)」を「、企画調整室担当課長(計画担当)又は企画調整室担当課長(事業担当)」に、「二人」を「一人」に 改める。

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令第九号

組合内一般

工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。 平成二十三年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三章及び第四章中「請負者」を「受注者」に改める。

第四十五条第一項中「、この訓令の規定中「請負者」とあるのは「受注者」と」を削る。

様式第二号及び様式第四号中「黜 負 者」ゆ「受 注 暑」 に収める。

様式第七号から様式第十一号までの様式中「
計画本」を、例が、

様式第十二号、様式第十四号、様式第十七号から様式第二十一号まで、様式第二十三号、様式第二十五号、様式第二十六号 及び様式第二十七号の二中「淵 負 者」ゆ「受

様式第二十八号中「鞴	₹&%°
この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。 附 則	
	発行所 名古屋市港区港町1番11号
	名古屋港管理組合